



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す

△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質疑應答

問 甲町に乙村が合併せられたる場合乙村内の町村道は甲町長に於て更に認定の手續を爲すを要するや(土合研路生)

答 更に認定の手續を要せず乙村長の管理に屬したる乙村内の町村道は、乙村の甲町合併により當然甲町長の管理に屬するものである。即ち道路は國の行政廳に依り認定せられ道路法の規定に従ひ國の行政廳に依つて築造せられ、且管理せられ一般交通の用に供せらるゝものであつて、所謂國の營造物たるものである(公共團體は單に其の費用を負擔するに止まる)故に道路所在公共團體

の合併等は、何等國の營造物たる道路の存在に關せざるものである。而して道路法は道路所在の公共團體(國道府縣道は府縣、市道は市、町村道は町村)をして道路の費用を負擔せしめ及その公共團體を統轄する者をして之を管理せしむるの主義を採るものであるから、此の場合元乙村内の町村道は當然甲町長の管理する所となるものである。(藤村藤治)

問 大正十二年内務省令第四五號軌道法第一條第二項ノ規定ニ依ル一般交通ノ用ニ供セサル軌道ニ關スル件ノ適用を受くべき軌道は一部分にても道路併用區間存することを要するものと解せらるゝも、若し道路併用區間を存せざるものにして(專用鐵道たるの要件をも具備せず)專用軌道として許可申請ありたる場合右法令に依り取扱不可然哉(駿府生)

答 大正十二年内務省令第四五號は同省令第一條、第二條及第三條の規定上、全然併用區間を存せざる軌道には適用なきものと解すべきである。已に同省令の適用なきものなる以上同省令に依りて規律するを得ざる筋合である。尙右軌道が專用鐵道規程第一條の各號にも該當せざる場合に於ては、府縣に於て制定せる土木工事取締規則に依り處分すべきものである。(藤村藤治)